

# 植物性ミルクは「乳」と呼べるか

研究員 鮫島那奈

代替肉、代替乳の市場が拡大するなか、その名称について各国で議論が重ねられている。植物性ミルクに関しては、milkやその他の乳製品名称の使用の是非について活発な議論が行われてきた。

## 1 EUでは「乳」と呼べる植物性ミルクは限定的

EU規則(Regulation (EU) No 1308/2013)では、「乳」(milk、lait等)を搾乳動物から得られた乳腺分泌物、乳製品を乳から得られた製品と定義し、バター、チーズ等の乳製品名称は乳から製造した製品にのみ使用できると定めている。

しかし、伝統的な名称として広く理解されている場合や、製品の特性等を説明する目的であればこの限りではない。前者については例外的に許容される名称のリストを欧州委員会が示している(Commission Decision 2010/791/EU)。このリストは各国が提供した伝統的な名称の情報から作成され、例えばアーモンドミルクを意味する仏語のLait d'amandeや伊語のLatte di mandorlaが含まれるが、英語(Almond milk)や独語(Mandelmilch)の記載はない。ただし、独語で書かれた1844年出版のレシピ集にはMandelmilchが登場する。歴史的に消費があったとしても、現在のEU加盟国における伝統的な名称に該当するか否かの判断は単純ではない。

実際の規制の運用面を見ると、ドイツのTofuTown社が大豆製品をTofubutter(豆腐バター)やPflanzenkäse(植物性チーズ)という名称で販売したことについて、2017年に欧州司法裁判所が違反の判決を下した。この判決文では、前述のリストに大豆製品が含まれてい

ないことにも触れている。本判例は代替乳名称の議論で比較的多く参照され、当該リストはポジティブリストとして機能している。

さらに、20年にはmilk-styleのような乳製品との類似を示唆する表現も禁止する案がEU議会に提案された。ただし21年5月に本案は欧州連合理事会や欧州委員会との協議で撤回されており、食品事業者や消費者団体からの反発が考慮されたとみられる。

英国はEU離脱後もその規制内容を引き継いでおり、26年2月に英国最高裁が、オーツミルクを販売するOatly社の“Post milk generation”の商標登録を無効と判断した。この判決は製品名だけでなくキャッチフレーズ的な表現もEU規制の対象となりうることを示唆している。欧州において、植物性ミルクや現在一部の企業で開発が進む細胞培養ミルクの今後の販売戦略に影響を与えそうだ。

## 2 米国や豪州は名称ではなく表示全体で消費者の誤認防止

米国連邦法にも乳の定義や名称の規定はあるが、EU規制のように名称の使用を直接的に制限する内容ではない。また州レベルでは乳製品名称の使用を制限する法案の提出や植物性バターの名称を巡る訴訟はあったが、名称の全面禁止に至っていない。

23年2月に連邦政府機関である米国食品医薬品局(FDA)が植物性ミルクの表示ガイダンス案(FDA-2023-D-0451)を公表した。名称は制限していないが、植物性ミルクの栄養価が牛乳のそれと同じ、あるいは優れていると消費者が誤認しないよう、牛乳との栄養価の違いを包装前面等に表示することを推奨している。この案に対して寄せられた意見の一部を

見ると、酪農の利益を代表する全米生乳生産者連盟(NMPF)は、植物性ミルクに乳製品名称の使用を認めるべきではないとしている。一方、乳製品の製造・販売業を代表する団体である国際乳食品協会(IDFA)は、名称には言及せず、栄養表示欄に「牛乳とは栄養価が異なる」という注意書きを付すべきだとしている。IDFAの加盟企業の中には乳製品と植物性ミルクの両方を展開する企業もあり、植物性ミルクに対する消費者理解を促したいという思いが伺える。

その後、FDAは25年1月にミルク以外の動物性食品(チーズ等の乳製品、肉等)を代替する植物性食品の表示ガイダンス案(FDA-2022-D-1102)も示したが、こちらも名称制限は盛り込まれていない。

いずれのガイダンス案も現時点で最終化されていないが、名称ではなく栄養表示を含む食品表示全体の指針案となっている。

また豪州では植物性食品の表示の改善に向けた消費者認識調査が実施されたところである。米国と同様、豪州も消費者理解が重要な論点になりそうだ。

### 3 日本を含むアジア地域では、名称規制は比較的緩やか

コーデックス規格には、乳や乳製品を指す語の使用に関する規格(CXS 206-1999)があり、その内容はEU規制と同様である。一方、非発酵大豆食品のアジア地域規格(CXS 298R-2009)には soybean beverage が多くの国で soybean milk と称される旨の注釈があり、名称については各国規制の範囲で消費者の誤認につながらないものが許容されている。

日本にも乳製品の定義はあるが、「乳(注1)」

(注1)紙幅の関係から、乳等命令に基づく牛乳類の規格については触れない。

や「ミルク」の語の使用に明確な制限はない。1981年には豆乳類のJAS規格が制定され、26年6月現在、アーモンドミルクのJAS規格の制定も検討されている。

欧米とは言語が異なるという事情もあろうが、日本を含むアジア地域では、消費者の誤認を招かない限り、植物性ミルクの名称で大きな対立が起きる状況にはないと考えられる。

## 4 おわりに

中世の欧州では、宗教上の理由で動物性食品を摂取できない期間に、牛乳の代替としてアーモンドミルクが飲まれていたとされている。一方、アジアや米国ではまず大豆文化や健康志向の食品として豆乳が知られ、それが風味改善等の影響もあって近年は牛乳に並ぶ飲料になったようだ。植物性ミルクがもともと牛乳の代替品であったことが、近年の植物性ミルクの市場拡大のなかでも、欧州での乳製品名称の立場の強さに影響しているのかもしれない。

近年の植物性ミルクの普及には、先に乳製品が食生活に根付いていたことから受ける恩恵も大きい。しかし、個人の選択が尊重され、代替乳が温暖化対策としても捉えられるようになるなか、既存食品を囲む環境は大きく変わりつつある。今後も新規食品の開発動向に加え、名称や表示に関する規制の動向にも注視が必要である。

#### <主要参照資料>

- ・英国最高裁判所判例。UKSC/2025/0004
- ・欧州議会本会議採択文書。P9\_TA(2020)0289
- ・欧州連合司法裁判所判例。C-422/16, EU:C:2017:458
- ・豪州農業・漁業・林業省。Plant-based alternative product labelling. <https://www.agriculture.gov.au/agriculture-land/farm-food-drought/food/plant-based-alternative-product-labelling> (2026年6月12日最終アクセス)
- ・編者不詳(1844)。『EIN BUCH VON GUTER SPEISE』

(さめしま なな)